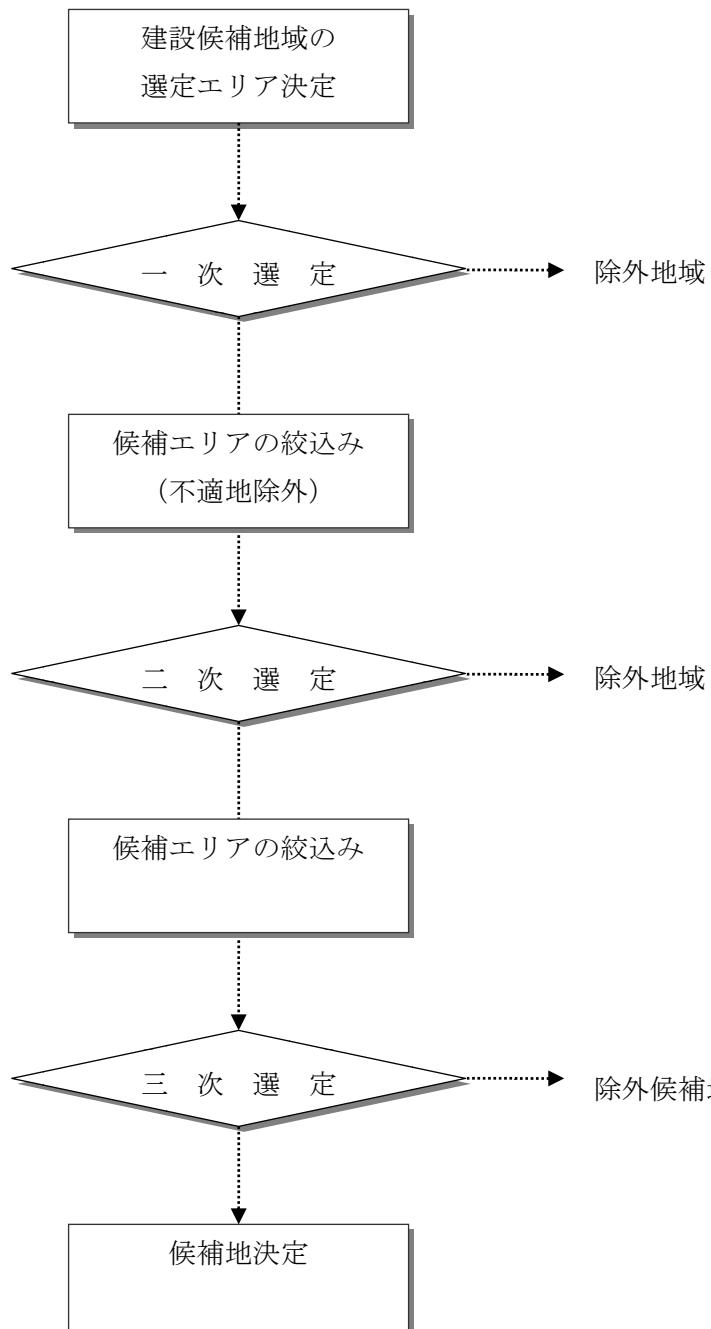


## 建設候補地選定専門部会 二次選定の項目及び結果について

### 1. 建設候補地選定の手順

- ・建設候補地選定の手順は以下の通りである。
- ・第5回専門部会（平成24年4月27日）にて、「(4) 物理的制約条件への適合」「(7) 用地取得の可能性」の2条件を追加した。ただし「(7) 用地取得の可能性」については、民有地その他の土地に関する検討が未反映である。（第9回検討委員会（平成24年5月20日）で、民有地（候補）を第6回建設候補地選定専門部会（平成24年5月25日）にて検討することとした。）
- ・意見交換会にて、市境からの距離は考慮しなくてもよいのではないかという意見が挙げられた。部会での議論の結果、「市境からの距離」という条件を、二次選定の条件から三次選定の評価項目へ移すこととした。



	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域（浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）（洪水ハザードマップ） ②自然保護に関する地域（国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域） ③鳥獣保護に関する地域（鳥獣保護区域内の特別保護地区） ④文化財保護に関する地域（埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財） ⑤農業地域（農用地区域） ⑥森林地域（保安林） ⑦世界遺産：緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離：50m以内（都市圏活断層図） ②湿地：湿地範囲 ③水道水源の取水地点：半径1km以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。（町田都市計画図） ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全域」、「緑地保全地域」を除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。 用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離：500m以上
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配：20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。 民有地（候補）について検討する。
三次選定	(8) 評価項目の重み付け	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。特に「市民の森」、「緑地保全の森」等の保全に配慮する。また、評価項目に「市境からの距離」を追加する。
	(9) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

第5回部会(平成24年4月27日)  
で反映した項目

第5回部会(平成24年4月27日)で反映した項目

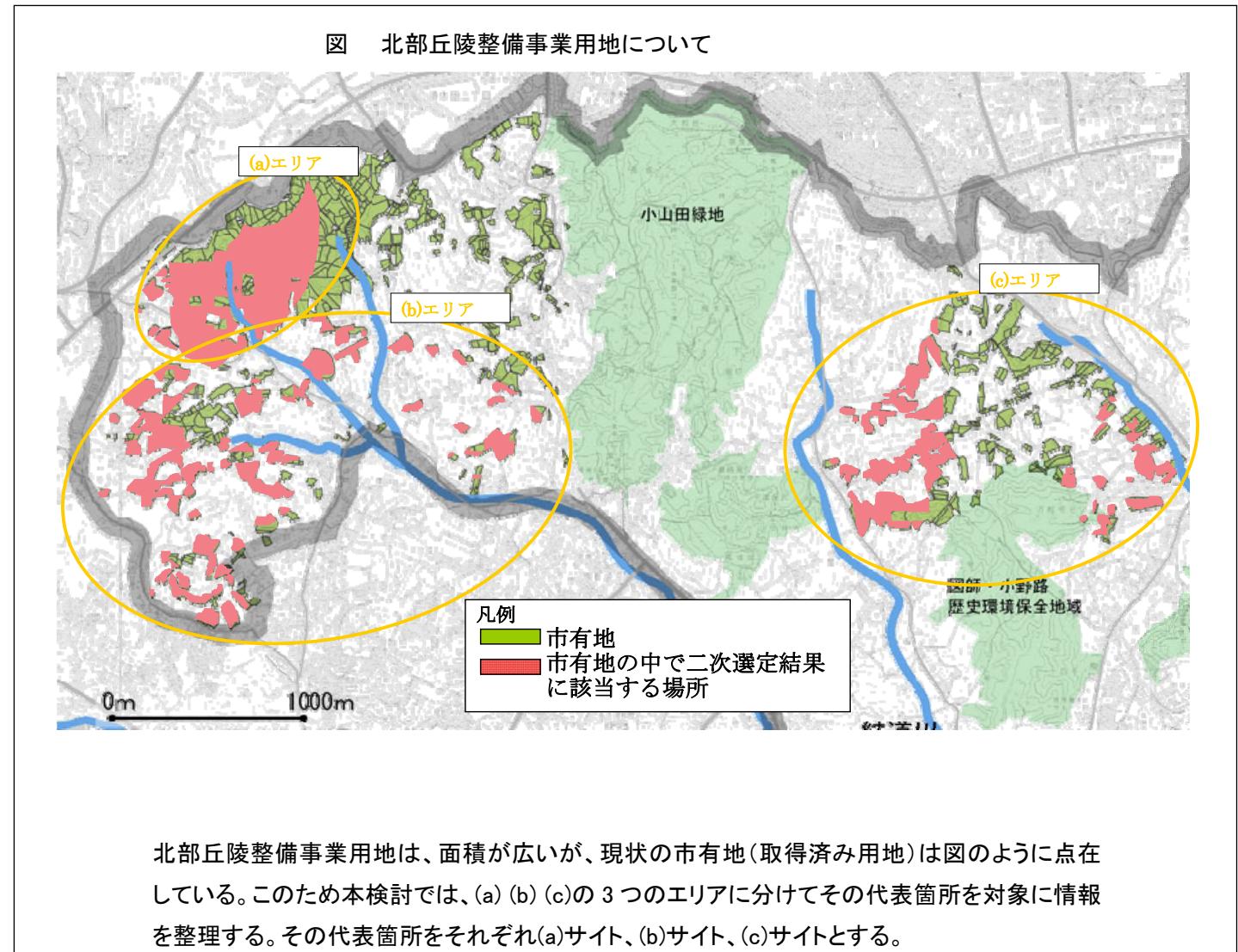
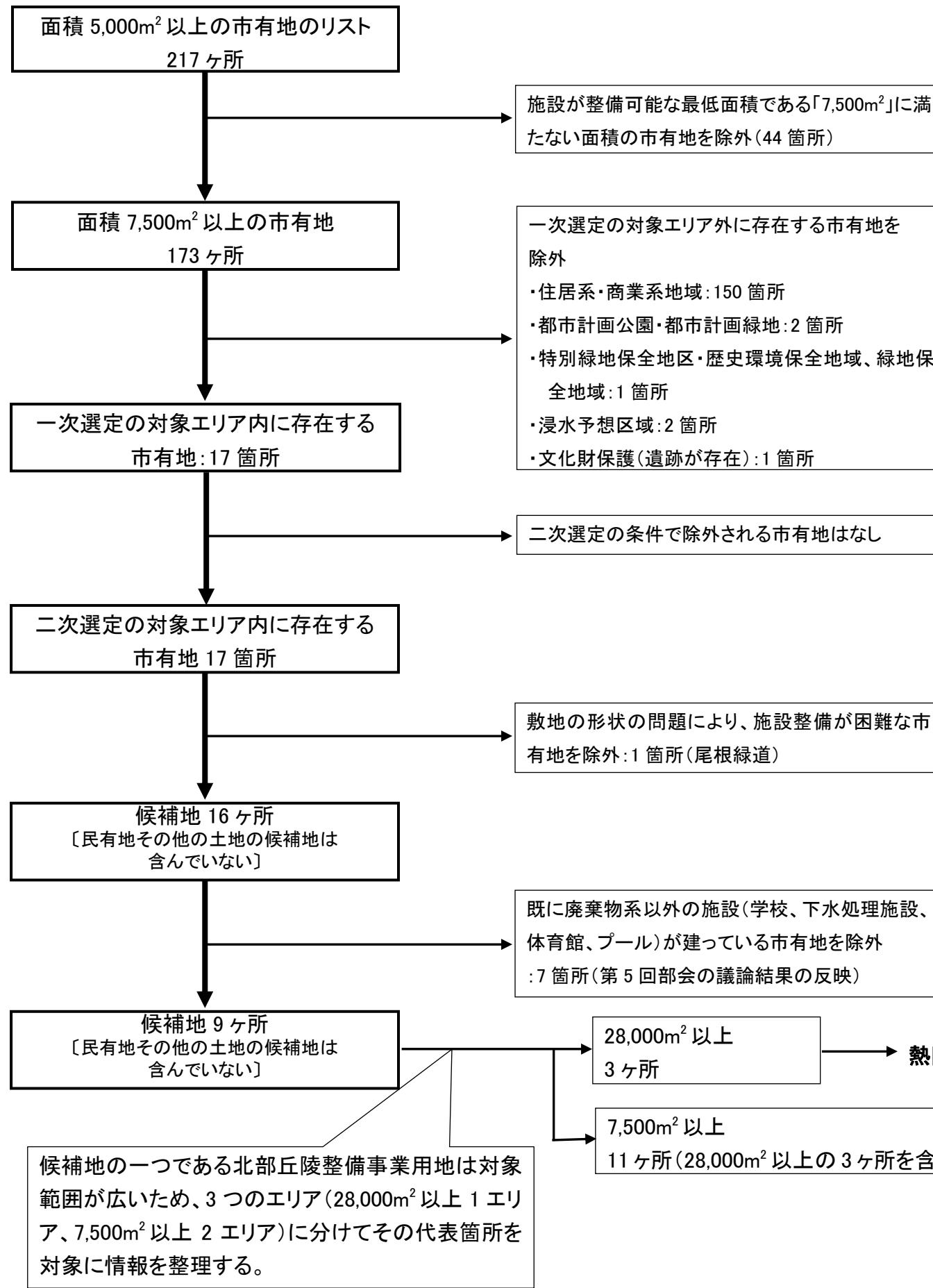
第9回検討委員会(平成24年5月20日)で反映した項目

第5回部会(平成24年4月27日)の議論より、「市境からの距離」を二次選定の条件から三次選定の評価項目に移行

※1 ①熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設の3施設と②資源ごみ処理施設について、一次、二次選定までは共通の検討項目で選定を行い、三次選定以降①と②は別々の検討項目で選定を行う。

※2 2011年10月7日より、「市民の森」と「緑地保全の森」は制度上統合された。

## 2. 候補地抽出プロセス



民有地(候補)について検討する

熱回収施設等(3箇所)

資源ごみ処理施設(12箇所)

分散化の規模により活用可能な現有施設として  
「リーセンターみなみ」を追加  
(第5回部会議論の反映)

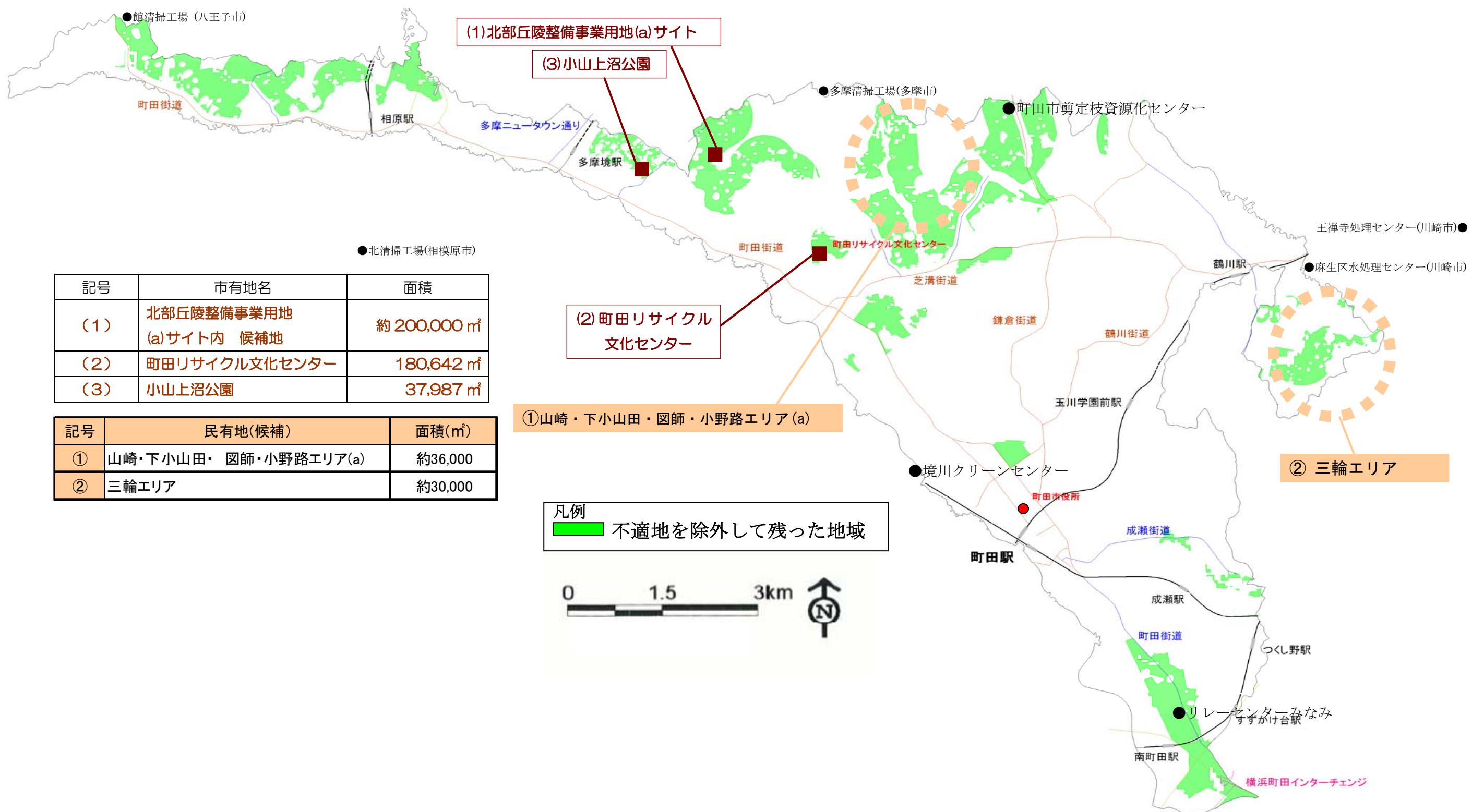
### 3. 二次選定結果(熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設)

一次選定結果から以下を除外した。

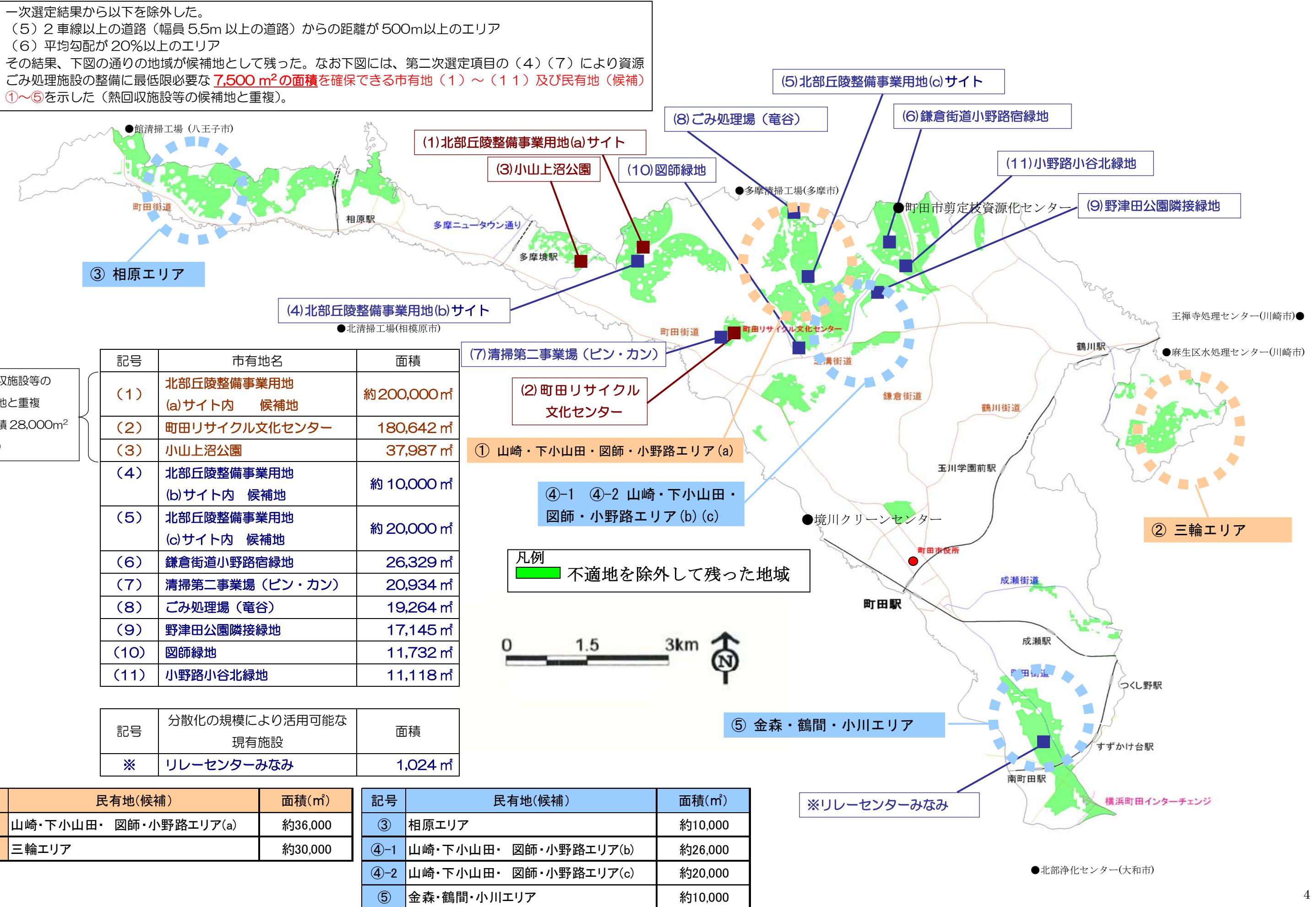
(5) 2車線以上の道路（幅員5.5m以上の道路）からの距離が500m以上のエリア

(6) 平均勾配が20%以上のエリア

その結果、下図の通りの地域が候補地として残った。なお下図には、第二次選定項目の（4）（7）により熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設の一体整備に最低限必要な28,000m<sup>2</sup>の面積を確保できる市有地（1）～（3）及び民有地（候補）①、②を示した。



#### 4. 二次選定結果(資源ごみ処理施設)



## 5. 二次選定結果候補地の概要

### 5.1 二次選定結果 熱回収施設等の候補地の概要

(1) 北部丘陵整備事業用地 (a) サイト内候補地	面積	約 200,000 m <sup>2</sup>
	所在地	上小山田町 1965 番地 他
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>同事業用地として、今後整備される予定の地域である。</li> <li>「源流保水の森」として、NPO を主体に自然資源を保全する活動が進められている。</li> <li>「町田市北部丘陵活性化計画」によると、「鶴見川源流 交流・回遊の拠点」と位置づけられている。</li> <li>「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。</li> </ul>
	備考	
(2) 町田リサイクル文化センター	面積	180,642 m <sup>2</sup>
	所在地	下小山田町 3160 番地
	区域	準工業地域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却、及びリサイクル品を展示・販売する施設である。</li> <li>新たに施設整備を行うにあたっては、焼却施設を稼動しながらリサイクルプラザ・管理棟等を一時撤去し、新規施設を建設することになる。</li> </ul>
	備考	
(3) 小山上沼公園	面積	37,987 m <sup>2</sup>
	所在地	小山ヶ丘 3 丁目 1
	区域	準工業地域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>調節池や広場を持つ公園である。</li> <li>施設整備を行うにあたっては、公園は移設もしくは廃止する、また調整池機能を確保して建設することが前提となる。</li> </ul>
	備考	

## 5.2 二次選定結果 資源ごみ処理施設等の候補地の概要

(4) 北部丘陵整備事業用地 (b) サイト内候補地	面積	約 10,000 m <sup>2</sup>
	所在地	上小山田町 2136 番地 他
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>同事業用地として、今後整備される予定の地域である。</li> <li>「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」となっている。</li> </ul>
	備考	
(5) 北部丘陵整備事業用地 (c) サイト内候補地	面積	約 20,000 m <sup>2</sup>
	所在地	小野路町 1176 番地 他
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>同事業用地として、今後整備される予定の地域である。</li> <li>「町田市北部丘陵活性化計画」によると、「奈良ぼい谷戸付近 交流・回遊の拠点」と位置づけられている。</li> <li>「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。</li> </ul>
	備考	
(6) 鎌倉街道小野路宿緑地	面積	26,329 m <sup>2</sup> (市有地は分散して存在しており、その合計面積) 鎌倉街道小野路緑地内の市有地は複数箇所に分散して存在しているが、その中で 7,500m <sup>2</sup> が確保できる場所は 2 箇所ある。
	所在地	小野路町 956、958、1002、1454、1455、1458～1460、4113、4182、4183、4185～4187 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地である。</li> <li>「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。</li> <li>敷地は「緑地保全の森」となっている。</li> <li>施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。</li> </ul>
	備考	
(7) 清掃第二事業場 (ビン・カン)	面積	20,934 m <sup>2</sup>
	所在地	下小山田町 3267 番地
	区域	準工業地域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビンおよびカンの再資源化施設である。</li> <li>施設整備のために面積を確保するには、敷地内のいくつかの建物を撤去する必要が生じる可能性がある。</li> </ul>
	備考	

(8) ごみ処理場 (竜谷)	面積	19,264 m <sup>2</sup>
	所在地	下小山田町 1451、1457、1458 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在林になっている。</li> <li>・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。</li> <li>・施設整備のために面積を確保するには、敷地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。</li> </ul>
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩市との市境に接している。</li> </ul>
(9) 野津田公園隣接緑地	面積	17,145 m <sup>2</sup>
	所在地	小野路町 1163、1186、1196、1197、1198、1191 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地である。</li> <li>・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。</li> <li>・敷地は緑地保全の森となっている。</li> <li>・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。</li> </ul>
	備考	
(10) 図師緑地	面積	11,732 m <sup>2</sup>
	所在地	図師町 1871、1874～1882、1894、1901、1902、1910、1921 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地である。</li> <li>・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」及び「保全候補地」となっている。</li> <li>・敷地は緑地保全の森となっている。</li> <li>・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。</li> </ul>
	備考	
(11) 小野路小谷北緑地	面積	11,118 m <sup>2</sup>
	所在地	小野路町 1536、1576 番地
	区域	市街化調整区域
	現状の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地である。</li> <li>・「町田市緑の基本計画 2020」によると、敷地は「水と緑の拠点」となっている。</li> <li>・施設整備のために面積を確保するには、緑地内の木々を伐採し土地を造成する必要があると考えられる。</li> </ul>
	備考	

### 5.3 二次選定結果 資源ごみ処理施設等の候補地 分散化の規模により活用可能な現有施設

※リレーセン ターみなみ	面積	1,024 m <sup>2</sup>
	所在地	鶴間 467-5
	区域	準工業地域
	現状の利 用形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ中継施設である。</li> <li>・町田市南地区（金森、小川、鶴間、つくし野、南つくし野、成瀬が丘）の燃 やせるごみを対象として収集車により搬入し、そこで圧縮の上アーム・ロー ルコンテナ車に詰め替え、町田リサイクル文化センターに搬入している。</li> <li>・施設は民間分譲のマンションの1階及び地階の一部に敷設され、住居と一 体化している。施設部分は住民との区分所有となっている。</li> </ul>
	備考	